

「ご契約のしおりー定款・約款」 追加・変更のお知らせ

「ご契約のしおりー定款・約款」に記載されている内容が一部追加・変更となります。
つきましては、追加・変更点をお知らせしますので、誠に恐縮ですが「ご契約のしおりー定款・約款」とともにご一読のうえ、保管いただきますようお願いいたします。

<もくじ>

【ご契約のしおり】

- 「評議員会」について P.2
- 「女性専用医療特約（返戻金なし型）」について P.3
- 「第1回保険料クレジットカード扱」について P.8
- 「届出印制度の廃止」について P.9

【定款】

- 定款への追加・変更について P.10

【約款】

- 約款への追加・変更について P.11

● ご契約のしおり

平成22年7月2日より「審議委員会」と「経営調査委員会」を統合し、新たに「評議員会」が設置されたことにともない、「ご契約のしおりー定款・約款」に記載されている内容の一部を、以下のとおり変更いたします。

「総代会について」に記載の、総代会の「●決議事項」を以下のとおり変更いたします。

- 決議事項……
 - ・ 剰余金の処分
 - ・ 社員配当金の割当
 - ・ 定款の変更
 - ・ 総代候補者選考委員の選任
 - ・ 評議員の選任
 - ・ 取締役、監査役の選任

「経営にご意見・ご提言を寄せる制度について」を以下のとおり変更いたします。

2. 経営にご意見・ご提言を寄せる制度について

当社では、保険契約者のご意見を積極的に経営に反映させるため、次の制度を実施しています。

(1) 評議員会について

評議員会は、社員から書面で寄せられた会社経営に関するさまざまなご意見、ご提言などを審議する機関です。さらに、ご契約者懇談会における経営に関するご意見等も評議員会で審議いたします。ご遠慮なくご意見・ご提言を本社評議員会事務局あてに書面でお寄せください。

(2) ご契約者懇談会について

ご契約者懇談会は、ひろく全国各地の保険契約者から生命保険に関するご意見、ご要望や当社の経営に対する諸提言を直接お聞きし、あわせて、当社の事業概況をご報告することにより、当社と生命保険に関し一層のご理解とご認識を深めていただくことを目的として、毎年、全国の支社等で開催しています。

この懇談会で伺いましたご意見、ご提言等は、「お客様満足・現場力向上委員会」で検討し、経営に反映させるよう努力を重ねています。

ご契約者懇談会の開催案内は、開催前の一定期間当社窓口へのポスター掲示やホームページ等で行っており、ひろくご出席者を募集しています。

「医療保険（返戻金なし型）（2010）」に付加できる特約として、「女性専用医療特約（返戻金なし型）」を発売します。これにともない、次の内容を追加いたします。

「医療保険（返戻金なし型）（2010）」に付加できる特約について

⇒〈無配当女性専用医療特約（医療保険）（返戻金なし型）〉

「女性専用医療特約（返戻金なし型）」を付加することで、被保険者が女性特定疾病による所定の入院をされたときに女性入院給付金を、所定の手術をされたときに女性特定手術給付金をお支払いします。

特 約 名	お 支 払 事 由	お支払いする給付金	お支払限度	受 取 人
女 性 専 用 医 療 特 約 (返戻金なし型)	被保険者が、この特約の保険期間中に責任開始の時以後に生じた、所定の女性特定疾病を直接の原因として、入院日数が1日以上入院をされたとき	女性入院給付金 (1回の入院につき、 女性入院給付金日額 ×入院日数)	1入院 120日分 または 360日分 通算 730日分	主契約の 入院給付金 受取人
	被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始の時以後に生じた原因により、主契約の手術給付金が支払われる次のいずれかの手術を受けたとき ① 乳房に対するがん組織摘出手術 ② ①の手術を受けた乳房に対する乳房再建術 ③ 女性特定部位（乳房以外）に対するがん組織摘出手術 ④ 女性特定部位に対する手術（①から③に該当する手術、乳房再建術、子宮頸管ポリープ切除術および異常妊娠または異常分娩による手術を除く。）	女性特定手術給付金 (①②に該当したとき 手術1回につき、 女性入院給付金日額 ×50倍) (③に該当したとき 手術1回につき、 女性入院給付金日額 ×30倍) (④に該当したとき 手術1回につき、 女性入院給付金日額 ×10倍)	なし (ただし、乳房再建術によるお支払いは1乳房について1回限り)	

○〈入院〉〈手術〉は、「病院または診療所（注）」におけるものとします。

（注）「医療法」に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合にはその施術所を含みます。）、またはこれと同等の日本国外にある医療施設を指します（「介護保険法」に定める介護保険施設や「老人福祉法」に定める老人福祉施設（養護老人ホームなど）は含みません。）。

○〈入院日数が1日〉とは、入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがあるときなどをいいます。

○女性入院給付金の支払対象となる〈所定の女性特定疾病〉とは、**特約別表1**に定める女性特定疾病をいいます。
特約別表1⇒p.25

○女性入院給付金の支払限度の型は、1回の入院についての支払限度日数により、120日型、360日型の2種類のいずれかを選択していただきます。ただし、主契約と同一とします。

○同一の女性特定疾病により女性入院給付金が支払われる入院を2回以上したときは、女性入院給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から、その日を含めて次の入院の開始日までの期間が、180日以下の場合には、1回の入院とみなし、181日以上の場合には、新たな入院とみなしてお取り扱いします。

○〈女性特定部位〉とは、**特約別表2**に定める乳房、子宮、卵巣、卵管、甲状腺および上皮小体（副甲状腺）をいいます。
特約別表2⇒p.27

○女性特定手術給付金の支払対象となるがん組織摘出手術、乳房再建術とは、**特約別表3**に定める手術をいいます。
特約別表3⇒p.28

- 女性特定手術給付金の支払対象となる2つ以上の手術を同時期に受けられたときは、もっとも給付倍率の高いいずれか1つの手術についてのみ女性特定手術給付金をお支払いします。
- 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術については、14日に1回の給付を限度とします。また、医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定される手術については、その手術を受けた1日目についてのみ手術給付金をお支払いします。
- この特約には返戻金はありません。

●特約の保険期間

この特約の保険期間の終期は、主契約の保険期間の終期と同一とします。

●指定代理請求人による請求制度について

指定代理請求特約が付加されている場合、被保険者が受取人となる女性入院給付金、女性特定手術給付金を請求できない状況にあるときに、あらかじめ指定された“指定代理請求人”が被保険者に代わって請求することができます。

●給付金をお支払いできない場合

○免責事由に該当した場合

- 被保険者が、次のいずれかによって女性特定手術給付金のお支払事由に該当されたとき
 - ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - ・被保険者の犯罪行為によるとき
 - ・被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
 - ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ・地震、噴火または津波によるとき（注）
 - ・戦争その他の変乱によるとき（注）

（注）お支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、女性特定手術給付金の金額の一部または全部をお支払いします。

○告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が解除された場合

○重大事由により特約が解除された場合

当社は、次のいずれかの重大事由が生じたときには、特約を解除します。

- ①保険契約者または被保険者が、給付金を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含む）をしたとき
- ②給付金のご請求に関して、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含む）があったとき
- ③他のご契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- ④次の事由などにより、保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない上記①～③と同等の事由があるとき
 - 他のご契約が重大事由により解除されたとき
 - 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金のお支払事由または保険料のお払込みの免除事由が生じていたときは、当社は給付金のお支払いまたは保険料のお払込みの免除を行いません。すでに給付金をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払込みを免除していたとき

でもその保険料のお払込みを求めることができます。

○保険料のお払込みがおこなわれず、特約が失効した場合

○お支払事由に該当しないその他の場合

女性入院給付金、女性特定手術給付金については次のとおりです。

●責任開始の時前の疾病を原因とするとき

ただし、女性入院給付金または女性特定手術給付金について、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院の開始をされた場合等は、責任開始の時以後の原因によるものとみなします。

●特別条件が適用された場合の取扱いについて

特別条件が女性専用医療特約（返戻金なし型）に適用された場合、次のお取扱いをいたしません。

①特約の更新

②特約保険期間の終身変更

③特約の失効後2年を経過した後の特約の復活

※ただし、①～②については、給付金の削減期間経過後または特定部位についての不担保（*）の場合はお取扱いします。

（*）特定部位についての不担保の特別条件が適用されている特約について、①～②のお取扱いを行う場合、更新日または変更日の前日までに特定部位についての不担保期間が満了していないときは、更新後または変更後の特約には、更新前または変更前の特約に付加されていた特定部位についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。

●社員配当金について

女性専用医療特約（返戻金なし型）には、社員配当金はありません。

●税金について

女性入院給付金、女性特定手術給付金の受取人が主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を同一にするその他の親族である場合、女性入院給付金、女性特定手術給付金は全額非課税となります。（2010年9月現在）

●給付金のご請求について

被保険者が入院されたときなどは、すぐに当社の担当者またはお客様サービスセンターへお知らせください。給付金のご請求に必要な書類は特約の別表をご参照ください。

特約名	ページ
無配当女性専用医療特約(返戻金なし型) 別表4	P.28

❗ ご留意ください

○当社は、別表に記載された書類以外の書類のご提出を求めること、または別表に記載された書類の一部の省略のお取扱いを行うことがあります。

○給付金のご請求に際し、当社にご提出いただく書類の手配に関する諸費用は、受取人の負担となります。

○代理人によるご請求の場合、別表に記載の必要書類の他に、受取人が給付金等をご請求できない事情の存在を証明する書類があわせて必要となります。

○給付金のお支払いの判断にあたって、内容の確認にお伺いすることや当社の指定した医師の診断をお受けいただく場合があります。

○給付金のご請求は、請求権者が権利を行使できるようになった時から3年間をすぎると、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。

○成年後見（補助、保佐、後見）開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合は、当社にその登記事項証明書をご提出ください。

「女性専用医療特約（返戻金なし型）」の発売にともない、「ご契約のしおり一定款・約款」に記載されている次の内容を訂正いたします。

「21. 契約転換制度について」中、表1について以下のとおりとします。

表1 次の保険、特約は同種としてお取り扱いします

被転換契約の保険、特約	転換後契約の保険、特約
災害入院特約および手術給付金付疾病入院特約 (いずれも付加されている場合) ※入院給付金日額について判定します（転換後契約の保険契約の型がⅡ・Ⅳ型の場合、入院初期重点給付金部分は被転換契約と同種ではありません）	5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）
成人病入院特約 ※成人病入院給付金日額と生活習慣病入院給付金日額について判定します（転換後契約の7大疾病給付金部分は、被転換契約と同種ではありません）	無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）
災害割増特約 ※災害保険金額について判定します	無配当災害割増特約
傷害特約 ※災害保険金額について判定します	無配当傷害特約
特定損傷特約 特定損傷特約Ⅱ型 ※特定損傷給付金額について判定します	無配当特定損傷特約（医療保険） 無配当特定損傷特約Ⅱ型（医療保険）

「22. 契約一部転換制度について」中、表1について以下のとおりとします。

表1 次の保険、特約は同種としてお取り扱いします

被転換部分の保険、特約	転換後契約の保険・特約
災害入院特約および手術給付金付疾病入院特約 (いずれも付加されている場合) ※入院給付金日額について判定します（転換後契約の保険契約の型がⅡ・Ⅳ型の場合、入院初期重点給付金部分は被転換契約と同種ではありません）	5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）
成人病入院特約 ※成人病入院給付金日額と生活習慣病入院給付金日額について判定します（転換後契約の7大疾病給付金部分は、被転換契約と同種ではありません）	無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）
災害割増特約 ※災害保険金額について判定します	無配当災害割増特約
傷害特約 ※災害保険金額について判定します	無配当傷害特約
特定損傷特約 特定損傷特約Ⅱ型 ※特定損傷給付金額について判定します	無配当特定損傷特約（医療保険） 無配当特定損傷特約Ⅱ型（医療保険）

「23. 保障見直し制度について」中、表1について以下のとおりとします。

表1 次の保険、特約は同種としてお取扱いします

変更前契約の保険・特約	変更後契約の保険・特約
無配当（新）総合医療保険 5年ごと利差配当付新医療保険 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型） 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）	5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）
※入院給付金日額について判定します （変更後契約の保険契約の型がⅡ・Ⅳ型の場合で、変更前契約の保険契約の型がⅠ・Ⅲ型の場合、入院初期重点給付金部分は変更前契約と同種ではありません）	
無配当生活習慣病保険 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型） 成人病入院特約	無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）
※生活習慣病入院給付金日額、生活習慣病保険の7大疾病給付金の給付倍率について判定します （変更前契約となる（新）総合医療保険に成人病入院特約が付加されているときは、成人病入院給付金日額を含めて判定します）	
無配当（新）がん医療保険 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）	5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）
※がん入院給付金日額について判定します	
5年ごと利差配当付介護終身年金保険	5年ごと利差配当付介護終身年金保険
※介護年金額について判定します	
5年ごと利差配当付介護一時金保険	5年ごと利差配当付介護一時金保険
※介護保険金額について判定します	
無配当災害割増特約	無配当災害割増特約
※災害保険金額について判定します	
無配当傷害特約	無配当傷害特約
※災害保険金額について判定します	
無配当女性サポート特約（医療保険） 無配当女性サポート特約（医療保険）（2006）	無配当入院サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）
※特約基準給付金額、入院準備費用給付金額について判定します	
無配当新女性医療特約（医療保険） 無配当新女性医療特約（医療保険）（2006）	無配当女性専用医療特約（医療保険）（返戻金なし型）
※変更前契約となる（新）総合医療保険、新医療保険または医療保険（2010）に、無配当女性サポート特約または無配当女性サポート特約（2006）が付加されているときに限り、女性入院給付金日額について判定します	
無配当がん特定手術特約（医療保険）	無配当がん特定手術特約（医療保険）
※がん特定手術給付金額について判定します	
無配当がん女性特定手術特約（医療保険）	無配当がん女性特定手術特約（医療保険）
※がん女性特定手術給付金額について判定します	
無配当がん退院後ケア特約（医療保険）	無配当がん退院後ケア特約（医療保険）
※がん退院後ケア給付金額について判定します	
無配当特定損傷特約（医療保険） 無配当特定損傷特約Ⅱ型（医療保険）	無配当特定損傷特約（医療保険） 無配当特定損傷特約Ⅱ型（医療保険）
※特定損傷給付金額について判定します	

「第1回保険料クレジットカード扱」の取扱開始にともない、「ご契約のしおりー定款・約款」に次の内容を追加いたします。

⇒〈第1回保険料クレジットカード払込特約〉 〈クレジットカード特約〉

- 「第1回保険料クレジットカード払込特約」を付加することで、第1回保険料相当額を現金等でのお払込みに代えて、クレジットカードでお払込みいただくことができます。
この場合、クレジットカードによるお払込みのお手続きが完了した日を第1回保険料相当額の領収日とします。
- 第1回保険料相当額をクレジットカードでお払込みいただいた場合、申込日、クーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面（ご契約のしおり・重要事項説明書）を受け取った日またはクレジットカードによるお払込みの手続きが完了した日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。
- 第1回保険料相当額をクレジットカードでお払込みいただいたご契約について当社がお引受けすることを決定した場合には、告知（診査）ならびにクレジットカードによるお払込みのお手続きが、ともに完了した時からご契約上の責任を開始します。
- 保険王プラスへご契約の場合、「クレジットカード特約」を付加することで、2回目以降の保険料をクレジットカードでお払込みいただくことができます。

ご注意ください

- お払込みいただいた保険料について、領収証は発行いたしません。
- 第1回保険料のクレジットカード扱および2回目以降保険料のクレジットカード扱には、それぞれ当社所定の要件があります。

「届出印制度」の廃止にともない、「ご契約のしおり－一定款・約款」に記載されている内容の一部を、以下のとおり変更いたします。

「諸請求に必要な書類について」中、「3. その他のご請求について」の「ご注意ください」について

❗ ごご注意ください

- 当社は、上記以外の書類のご提出を求めること、または上記書類の一部の省略のお取扱いを行うことがあります。
- ご契約の復活のご請求に際して、当社の指定した医師の診断をお受けいただく場合があります。
- ご契約に関する諸請求に際し、当社にご提出いただく書類の手配に関する諸費用は、保険契約者の負担となります。
- 成年後見（補助、保佐、後見）開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合は、当社にその登記事項証明書をご提出ください。

「朝日生命からのお願い」について

- 転居、町名変更その他ご契約に関する諸手続き（名義変更、改姓、保険証券の紛失など）の場合には、お手数ですが当社の担当者または「お客様サービスセンター」にすぐにお知らせください。
- ご契約に関するご照会やご通知の際には保険証券の保険証券記号番号、保険契約者と被保険者のお名前およびご住所を明記してください。
- ご契約をお引受けした際にお送りする保険証券およびお受取りいただいた領収証は大切に保管してください。
- 諸手続きをされる場合には、お申出された方が保険金等の受取人、または保険契約者ご本人であることを確認させていただいておりますので、ご本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険証等）をご用意ください。
- 保険契約についてのお問い合わせやご相談は、当社の担当者または「お客様サービスセンター」にお申出ください。

平成22年7月より定款の一部を変更いたしました。

これにともない、「ご契約のしおりー定款・約款」に記載されている定款の内容の一部を変更いたします。

第5章 評議員会

第25条 評議員会

1. 当会社には、評議員会を置く。
2. 評議員会は、社員から提出された会社経営に関する意見および取締役会が付議した事項を審議する。
3. 当会社は、前項の規定により審議した事項について、次の総代会に報告する。
4. 評議員会は、社員および学識経験者等の中から総代会で選任された評議員で、これを構成する。
5. 評議員の員数は、15名以内とする。
6. 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、再任の場合は原則として3期を超えることはできない。
7. 評議員会細則は別にこれを定める。
8. 前項の細則を変更するには、総代会の決議を要する。

以下の約款を追加いたします。

無配当女性専用医療特約（医療保険）（返戻金なし型） 目次

この特約の特色	12	9 告知義務と解除について	
1 保障の開始について		第12条 告知義務	18
第1条 特約の責任開始の時	12	第13条 告知義務違反による解除	18
2 女性入院給付金の支払限度の型について		第14条 告知義務違反による解除ができないとき	19
第2条 女性入院給付金の支払限度の型	12	第15条 重大事由による解除	19
3 給付金の支払いについて		10 内容の変更について	
第3条 給付金の支払い	12	第16条 女性入院給付金日額の減額	20
第4条 免責事由	16	11 解約等について	
4 給付金の支払請求手続について		第17条 特約の解約	20
第5条 給付金の支払請求手続	17	第18条 特約の消滅	20
5 保険料の払込免除について		第19条 返戻金	20
第6条 特約の保険料の払込免除	17	12 その他	
6 保険期間および保険料払込期間について		第20条 社員配当金	20
第7条 特約の保険期間および保険料払込期間	17	第21条 契約内容の登録	20
7 保険料の払込みにについて		第22条 管轄裁判所	21
第8条 特約の保険料の払込み	17	第23条 普通保険約款の規定の準用	21
第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後 猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合 の取扱い	18	13 特則について	
8 失効と復活について		第24条 特別条件を付ける場合の特則	21
第10条 特約の失効	18	第25条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約 への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	23
第11条 特約の復活	18	第26条 主契約が更新される場合の特則	23
		第27条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更さ れる場合の特則	23
		第28条 主契約に被指定契約がある場合の特則	24
別表1 女性入院給付金の支払対象となる女性特定疾病	25		
別表2 女性特定部位	27		
別表3 がん組織摘出手術および乳房再建術	28		
別表4 給付金の支払請求に必要な書類	28		
別表5 特定部位一覧表	29		
別表6 感染症	29		
別表7 1. 支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物	30		
2. がんの定義	30		
3. がんの診断確定	30		
4. 新生物の形態の性状コード	30		

無配当女性専用医療特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施 平22.10.4）

この特約の特色	
目的・内容	女性特定疾病による所定の入院や、所定の手術に対する保障
給付金の種類	(1) 女性入院給付金 (2) 女性特定手術給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、女性を被保険者とする5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第12条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知します。

2 女性入院給付金の支払限度の型について

第2条 女性入院給付金の支払限度の型

女性入院給付金の支払限度の型は、1回の入院についての支払限度日数により、次の60日型、90日型、120日型または360日型の4つの型があり、主契約の入院給付金の支払限度の型と同一とします。

支払限度の型	1回の入院についての支払限度日数
60日型	60日
90日型	90日
120日型	120日
360日型	360日

3 給付金の支払いについて

第3条 給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
女性入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院*1をしたとき (1) この特約の責任開始の時*2以後に発病した女性特定疾病（別表1★）（以下「女性特定疾病」といいます。）を直接の原因とする入院 (2) (1)の女性特定疾病の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所*3への入院 (4) 入院日数が1日*4以上の入院	1回の入院につき、 （女性入院給付金日額） × （入院日数）	主契約の入院給付金受取人
女性特定手術給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次の(1)および(2)を満たす手術を受けたとき (1) 主契約の手術給付金が支払われる手術 (2) この特約の責任開始の時*2以後に生じた原因による次のいずれかの手術		
	① 女性特定部位（別表2★）のうち乳房に対するがん組織摘出手術（別表3★）	手術1回につき、 （女性入院給付金日額） × 50	
	② ①の手術を受けた乳房に対する乳房再建術（別表3★）		
	③ 女性特定部位（別表2★）（乳房を除きます。）に対するがん組織摘出手術（別表3★）	手術1回につき、 （女性入院給付金日額） × 30	
	④ 女性特定部位（別表2★）に対する手術（①から③に該当する手術、乳房再建術、子宮頸管ポリープ切除術および異常妊娠または異常分娩による手術を除きます。）	手術1回につき、 （女性入院給付金日額） × 10	

★別表1（P.25参照）、別表2（P.27参照）、別表3（P.28参照）

2. 給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
女性入院給付金または女性特定手術給付金の支払事由が生じ、支払うべき女性入院給付金または女性特定手術給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき女性入院給付金または女性特定手術給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

第3条 補足説明

* 1 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

* 2 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 3 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

* 4 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

(2) 女性入院給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時* ² 前に生じた女性特定疾病を原因とする入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後の女性特定疾病によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日* ⁵ からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この特約の締結の際* ⁶ に、会社が、告知（第12条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後の女性特定疾病によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この特約の責任開始の時* ² 前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後の女性特定疾病によるものとみなしません。
② 被保険者が、この特約の保険期間中に女性入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院がこの特約の保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院について、この特約の保険期間満了後もこの特約の保険期間中の入院とみなします。 （注） この規定は、女性特定手術給付金の支払いに関しては適用しません。
③ 被保険者が、同一の女性特定疾病* ⁷ を直接の原因として、女性入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上したとき	「女性入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ア. 180日以下 「女性入院給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 イ. 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
④ 被保険者が、同一の女性特定疾病* ⁷ を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア. この特約の保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 イ. この特約の保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア. に準じて取り扱います。
⑤ 女性入院給付金の支払限度日数	ア. 女性入院給付金の支払限度の型（第2条）に応じ、1回の入院について60日、90日、120日または360日とします。 イ. 通算して730日とします。
⑥ 被保険者が、異なる女性特定疾病を直接の原因として2回以上入院をしたとき	それぞれの入院について、そのつど本条の1. の規定を適用します。

第3条 補足説明

* 5 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 6 この特約の締結の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

* 7 同一の女性特定疾病

医学上密接な関係にある女性特定疾病を含みます。

項 目	内 容
⑦ 被保険者が、女性入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、異なる女性特定疾病を併発していたとき	入院開始の直接の原因となった女性特定疾病により継続して入院したものとみなします。
⑧ 被保険者が、女性入院給付金の支払事由に該当する入院中に、異なる女性特定疾病を併発したとき	
⑨ 女性特定疾病以外の事由を直接の原因とする入院中に、女性特定疾病の治療を目的とする入院の期間があるとき	その期間が開始した日をもって女性特定疾病の治療を目的とする入院を開始したものとして取り扱います。
⑩ 継続した入院中に、女性特定疾病の治療を目的とする入院の期間が断続してあるとき	その女性特定疾病の治療を目的とする断続した入院は、継続した入院とみなします。
⑪ 女性入院給付金が支払われるべき入院中に、女性入院給付金日額が減額（第16条）されたとき	女性入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する女性入院給付金の支払金額は、減額後の女性入院給付金日額に基づいて計算します。
⑫ 女性入院給付金が支払われるべき入院中に、女性入院給付金の受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する女性入院給付金は、変更後の受取人に支払います。

(3) 女性特定手術給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時* ² 前に生じた原因により手術を受けたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*²以後の疾病によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日*⁵からその日を含めて2年を経過した後に女性特定手術を受けた場合 イ. この特約の締結の際*⁶に、会社が、告知（第12条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*²以後の疾病によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この特約の責任開始の時*²前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*²以後の疾病によるものとみなしません。

項 目	内 容
② 被保険者が、同時期に2種類以上の女性特定手術給付金の支払事由に該当する手術*8を受けたとき	ア. いずれか1種類の手術*8についてののみ女性特定手術給付金を支払います。 イ. ア. の場合、それぞれの手術*8の種類に応じた給付倍率のうち、もっとも高い給付倍率によって計算した金額を支払います。 (注) この規定は、主契約に定める医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に対する女性特定手術給付金の支払いに関しては適用しません。
③ 女性特定手術給付金の支払事由中、乳房再建術（別表3★）に対する女性特定手術給付金の支払限度	一乳房について1回とします。
④ 被保険者が、女性特定手術給付金の支払事由に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、それらの手術が主契約に定める医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するとき	主契約に定める同一手術期間中、最初に受けた手術に対し、本条の1. の規定に基づき女性特定手術給付金を支払い、同一の手術期間中は1回の給付を限度とします。

★別表3（P.28参照）

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、女性特定手術給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じて女性特定手術給付金を支払わない場合）
女性特定手術給付金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

第3条 補足説明

*8 手術

主契約に定める医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術を除きます。

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって女性特定手術給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、女性特定手術給付金の金額の一部または全部を支払います。

4 給付金の支払請求手続について

第5条 給付金の支払請求手続

1. 給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社へ通知することを必要とします。
2. 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社へ提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. 本条の2.の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、それぞれの給付金についてその受取人から請求があったものとして取り扱います。

- (1) 女性入院給付金の支払事由が生じ、かつ、主契約の入院給付金の請求があったとき
- (2) 女性特定手術給付金の支払事由が生じ、かつ、主契約の手術給付金の請求があったとき

★別表4（P.28参照）

5 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険証券に裏書します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

7 保険料の払込みについて

第8条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第17条）されたものとします。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

8 失効と復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとしします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第11条 補足説明

*1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

9 告知義務と解除について

第12条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第13条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通

知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 - (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
 - (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき
2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第15条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(3)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき
2. 会社は、給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
 - (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
 - (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。
3. 重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

第14条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第15条 補足説明

*1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

10 内容の変更について

第16条 女性入院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって女性入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の女性入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 女性入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第17条）されたものとして取り扱います。
- (2) 女性入院給付金日額が減額された旨を保険証券に裏書します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.115参照）。

11 解約等について

第17条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険証券に裏書します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.115参照）。

第18条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) この特約による女性入院給付金の支払日数が通算して730日に達したとき

第19条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でもこの特約の責任準備金は支払いません。

12 その他

第20条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第21条 契約内容の登録

1. 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
- (2) 入院給付金の種類
- (3) 入院給付金の日額
- (4) 契約成立日*1
- (5) 当会社名

第21条 補足説明

* 1 契約成立日

復活（第11条）または特約の中途付加が行われたときは、それぞれ最終の復活または特約の中途付加の日とします。

2. 本条の1. の登録の期間は、契約成立日*1から5年*2以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条の1. の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある保険契約または特約の申込み*3を受けたときは、協会に対して本条の1. の規定により登録された内容について照会することができます。この場合、協会からその結果の連絡を受けます。
4. 各生命保険会社等は、本条の2. の登録の期間中に入院給付金のある保険契約または特約の申込み*3があったときは、本条の3. によって連絡された内容入院給付金のある保険契約または特約の承諾*4の判断の参考とすることができます。
5. 各生命保険会社等は、契約成立日*5から5年*6以内入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して本条の1. の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払いの判断の参考とすることができます。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾*4の判断または支払いの判断の参考とする以外に用いません。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しません。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 本条中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

第22条 管轄裁判所

この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について

第24条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
 - (1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
 - (2) 給付金の削減支払
 - ① この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が給付金の支払事由（第3条）に該当したときは、次のとおり取り扱います。
 - ア. 女性入院給付金を支払うべきときは、入院日各日について女性入院給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。
 - イ. 女性特定手術給付金を支払うべきときは、女性特定手術給付金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。
 - ② ①にかかわらず、被保険者が災害または感染症（別表6★）によって支払事由に該当したときは、給付金の削減支払の対象とはなりません。

第21条 補足説明

* 2 契約成立日から5年

契約成立日*1において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*1から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

* 3 申込み

復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。

* 4 承諾

復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。

* 5 契約成立日

復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。

* 6 契約成立日から5年

契約成立日*5において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*5から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

第24条 補足説明

* 1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定部位についての不担保

身体の特定部位（別表5★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときまたは手術を受けたときは、これに対応する女性入院給付金または女性特定手術給付金は支払いません。ただし、災害または感染症（別表6★）によって支払事由に該当したときは、特定部位についての不担保の対象とはなりません。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が効力を失ったとき（第10条）は、第11条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。
- (2) この特約の更新（第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第26条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第26条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位についての不担保の条件は適用されません。

- (3) 保険期間が終身の特約への変更（第27条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第27条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第27条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。

第24条 補足説明

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当女性専用医療特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
③ 特定部位についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位についての不担保の条件は適用されません。

(4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表5（P.29参照）、別表6（P.29参照）

第25条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第26条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の女性入院給付金日額	更新前特約の保険期間満了日の女性入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の女性入院給付金日額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）および特約の消滅（第18条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第27条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当女性専用医療特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。

第25条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

第27条 補足説明

*1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

2. 保険期間が終身の無配当女性専用医療特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の女性入院給付金日額	変更前特約の保険期間満了日*3の女性入院給付金日額と同額とします。
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）および特約の消滅（第18条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第28条 主契約に被指定契約がある場合の特則

この特約の主契約に被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に女性入院給付金または女性特定手術給付金が支払われるべきときは、第3条（給付金の支払い）の2.－(1)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
女性入院給付金または女性特定手術給付金の支払事由が生じ、支払うべき女性入院給付金または女性特定手術給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき女性入院給付金または女性特定手術給付金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第27条 補足説明

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当女性専用医療特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

*3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

第28条 補足説明

*1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

別表1 女性入院給付金の支払対象となる女性特定疾病

支払対象となる「女性特定疾病」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

女性特定 疾病の種類	分類項目	基本分類表 番号
悪性新生物	◎口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
	◎消化器の悪性新生物	C15-C26
	◎呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
	◎骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
	◎皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43-C44
	◎中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
	◎乳房の悪性新生物	C50
	◎女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
	◎腎尿路の悪性新生物	C64-C68
	◎眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
	◎甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
	◎部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
	◎リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
	◎独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	◎上皮内新生物（D00－D09）中の	
	○口腔、食道および胃の上皮内癌	D00
	○その他および部位不明の消化器の上皮内癌	D01
	○中耳および呼吸器系の上皮内癌	D02
	○上皮内黒色腫	D03
	○皮膚の上皮内癌	D04
	○乳房の上皮内癌	D05
	○子宮頸（部）の上皮内癌	D06
	○その他および部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）中の	
	・子宮内膜	D07.0
	・外陰部	D07.1
	・膣	D07.2
	・その他および部位不明の女性生殖器	D07.3
	○その他および部位不明の上皮内癌	D09
	◎性状不詳または不明の新生物（D37－D48）中の	
	○真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
	○骨髓異形成症候群	D46
	○リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）中の	
	・慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
	・本態性（出血性）血小板血症	D47.3
良性新生物 および 性状不詳 または 不明の新生物	◎良性新生物（D10－D36）中の	
	○乳房の良性新生物	D24
	○子宮平滑筋腫	D25
	○子宮のその他の良性新生物	D26
	○卵巣の良性新生物	D27
	○その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物	D28
	○腎尿路の良性新生物	D30
	○甲状腺の良性新生物	D34
	○その他および部位不明の内分泌腺の良性新生物（D35）中の	
	・上皮小体＜副甲状腺＞	D35.1
	◎性状不詳または不明の新生物（D37－D48）中の	
	○女性生殖器の性状不詳または不明の新生物	D39
	○腎尿路の性状不詳または不明の新生物	D41
	○内分泌腺の性状不詳または不明の新生物（D44）中の	
	・甲状腺	D44.0
	・上皮小体（副甲状腺）	D44.2
	○その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物（D48）中の	
	・乳房	D48.6

女性特定 疾病の種類	分類項目	基本分類表 番号
血液および 造血器の 疾患	◎栄養性貧血 ◎溶血性貧血（D55－D59）中の ○後天性溶血性貧血 ◎無形成性貧血およびその他の貧血 ◎凝固障害、紫斑病およびその他の出血性病態（D65－D69）中の ○紫斑病およびその他の出血性病態	D50-D53 D59 D60-D64 D69
内分泌、 栄養および 代謝疾患	◎甲状腺障害（E00－E07）中の ○ヨード欠乏による甲状腺障害および類縁病態 ○無症候性ヨード欠乏性甲状腺機能低下症 ○その他の甲状腺機能低下症（E03）中の ・びまん性甲状腺腫を伴う先天性甲状腺機能低下症 ・薬剤およびその他の外因性物質による甲状腺機能低下症 ・感染後甲状腺機能低下症 ・甲状腺萎縮（後天性） ・粘液水腫性昏睡 ・その他の明示された甲状腺機能低下症 ・甲状腺機能低下症、詳細不明 ○その他の非中毒性甲状腺腫 ○甲状腺中毒症【甲状腺機能亢進症】 ○甲状腺炎 ○その他の甲状腺障害 ◎その他の内分泌腺障害（E20－E35）中の ○副甲状腺＜上皮小体＞機能低下症 ○副甲状腺＜上皮小体＞機能亢進症およびその他の副甲状腺＜上皮小体＞障害 ○クッシング〈Cushing〉症候群 ○卵巢機能障害 ◎代謝障害（E70－E90）中の治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの（E89）中の ○治療後甲状腺機能低下症 ○治療後卵巢機能不全（症）	E01 E02 E03.0 E03.2 E03.3 E03.4 E03.5 E03.8 E03.9 E04 E05 E06 E07 E20 E21 E24 E28 E89.0 E89.4
神経系、耳 および 乳様突起の 疾患	◎神経系の疾患（G00－G99）中の ○中枢神経系の脱髄疾患（G35－G37）中の ・多発性硬化症 ・視神経脊髄炎〔デビック＜Devic＞病〕 ○神経筋接合部および筋の疾患（G70－G73）中の重症筋無力症およびその他の 神経筋障害（G70）中の ・重症筋無力症 ◎耳および乳様突起の疾患（H60－H95）中の内耳疾患（H80－H83）中の前庭機 能障害（H81）中の ○メニエール〈Meniere〉病	G35 G36.0 G70.0 H81.0
循環器系の 疾患	◎急性リウマチ熱 ◎慢性リウマチ性心疾患 ◎肺性心疾患および肺循環疾患（I 26－I 28）中のその他の肺性心疾患（I 27）中の ○原発性肺高血圧（症） ◎静脈、リンパ管およびリンパ節の疾患、他に分類されないもの（I 80－I 89）中の ○下肢の静脈瘤 ○その他の部位の静脈瘤（I 86）中の ・外陰静脈瘤 ◎循環器系のその他および詳細不明の障害（I 95－I 99）中の ○低血圧（症） ○循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I 97）中の ・乳房切除後リンパ浮腫症候群	I 00- I 02 I 05- I 09 I 27.0 I 83 I 86.3 I 95 I 97.2

女性特定 疾病の種類	分類項目	基本分類表 番号
消化器系の 疾患	◎肝疾患（K70－K77）中の ○肝線維症および肝硬変（K74）中の ・原発性胆汁性肝硬変	K74.3
	○その他の炎症性肝疾患（K75）中の ・自己免疫性肝炎	K75.4
	○その他の肝疾患（K76）中の ・門脈圧亢進（症）	K76.6
	◎胆のう〈嚢〉、胆管および膵の障害（K80－K87）中の ○胆石症	K80
	○胆のう〈嚢〉炎	K81
	○胆のう〈嚢〉のその他の疾患	K82
	○胆道のその他の疾患	K83
筋骨格系 および 結合組織の 疾患	◎消化器系のその他の疾患（K90－K93）中の消化器系の処置後障害、他に分類され ないもの（K91）中の ○胆のう〈嚢〉摘出〈除〉後症候群	K91.5
	◎炎症性多発性関節障害（M05－M14）中の ○血清反応陽性関節リウマチ	M05
	○その他の関節リウマチ	M06
	○若年性関節炎	M08
	○他に分類される疾患における若年性関節炎	M09
	○その他の明示された関節障害（M12）中の ・リウマチ熱後慢性関節障害〔ジャクー〈Jaccoud〉病〕	M12.0
	◎全身性結合組織障害	M30-M36
腎尿路 生殖器系の 疾患	◎糸球体疾患	N00-N08
	◎腎尿細管間質性疾患	N10-N16
	◎腎不全	N17-N19
	◎尿路結石症（N20－N23）中の ○腎結石および尿管結石	N20
	○下部尿路結石	N21
	○他に分類される疾患における尿路結石	N22
	◎腎および尿管のその他の障害（N25－N29）中の ○腎および尿管のその他の障害、他に分類されないもの	N28
	○他に分類される疾患における腎および尿管のその他の障害	N29
	◎尿路系のその他の疾患	N30-N39
	◎乳房の障害	N60-N64
	◎女性骨盤臓器の炎症性疾患	N70-N77
	◎女性生殖器の非炎症性障害	N80-N98
妊娠、分娩 および 産じょく〈褥〉	◎腎尿路生殖器系のその他の障害	N99
	◎流産に終わった妊娠	O00-O08
	◎妊娠、分娩および産じょく〈褥〉における浮腫、たんぱく〈蛋白〉尿および高血圧 性障害	O10-O16
	◎主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20-O29
	◎胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30-O48
	◎分娩の合併症	O60-O75
	◎分娩〈単胎自然分娩（O80）は除く〉	O81-O84
	◎主として産じょく〈褥〉に関連する合併症	O85-O92
	◎その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94-O99

別表2 女性特定部位

乳房、子宮、卵巣、卵管、甲状腺および上皮小体（副甲状腺）をいいます。

別表3 がん組織摘出手術および乳房再建術

手術名	手術の定義
1. がん組織摘出手術	器具を用い生体に切開・切除を加えて、がん（別表7）組織を体外に摘出・摘除（注1）（蒸散・凝固・融解・焼灼は含みません。）する手術（注2）をいいます。 注1 摘出・摘除した組織に、がん（別表7）細胞が含まれていることを必要とします。 注2 生検および経口的、経鼻的、経耳的、経尿道的、経肛門的もしくは経腔的に行われるファイバースコープによる手術または血管カテーテルによる手術は除きます。
2. 乳房再建術	乳房に対する1. のがん組織摘出手術により喪失された乳房の形態を正常に近い状態に戻すことを目的とする観血手術をいいます。

別表4 給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 女性入院給付金の支払い	(1) 女性入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 女性入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 女性入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 女性特定手術給付金の支払い	(1) 女性特定手術給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 女性特定手術給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 女性特定手術給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表5 特定部位一覧表

特定部位
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睾丸・副睾丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道

別表6 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ベスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）	

別表7

1. 支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物

支払対象となる「悪性新生物および上皮内新生物」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髓異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3

2. がんの定義

1. に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが4. に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

3. がんの診断確定

がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- | |
|---|
| (1) 病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定
(2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定 |
|---|

4. 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2…… 上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3…… 悪性、原発部位
／6…… 悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9…… 悪性、原発部位または転移部位の別不詳

以下の約款を追加いたします。

第1回保険料クレジットカード払込特約

(実施 平22.10.4)

第1条 特約の付加

1. この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険契約者から主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の第1回保険料または第1回保険料相当額（保険契約指定特約に定める被指定契約の不定期払保険料*1を含み、以下「第1回保険料等」といいます。）を保険契約者の指定するクレジットカード（以下「指定クレジットカード」といいます。）で払い込む場合に、主契約に付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- (1) 指定クレジットカードが会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「取扱カード会社」といいます。）から貸与されたクレジットカードであること
- (2) 指定クレジットカードが有効であり、かつ第1回保険料等が指定クレジットカードの利用限度額以下であること（以下「指定クレジットカードの有効性等」といいます。）
- (3) 保険契約者は、取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードを利用できる会員本人*2と同一人であること

第2条 第1回保険料等の払込み

会社は、この特約が付加された主契約の第1回保険料等について、指定クレジットカードによる払込みを取り扱います。この場合、保険契約者が指定クレジットカードを利用して保険料払込みの手続きが完了した時*1に会社が第1回保険料等を受け取ったものとします。

第3条 第1回保険料等の払込みがなかったものとする場合

第2条（第1回保険料等の払込み）にかかわらず、次のすべてに該当するときは、第1回保険料等の払込みはなかったものとします。

- (1) 会社が指定クレジットカードの発行会社から第1回保険料等に相当する金額を受け取ることができないとき
- (2) 指定クレジットカードの発行会社が指定クレジットカードの名義人（会員規約等により指定クレジットカードの使用が認められている者を含みます。）から第1回保険料等に相当する金額を受け取ることができないとき

第4条 第1回保険料等の領収証

第2条（第1回保険料等の払込み）に定める方法により払い込まれた第1回保険料等については、保険契約者からの申出がない限り、領収証は発行しません。

第5条 主契約の保険金額等を増額する場合等の取扱い

主契約の保険金額等の増額または主契約への特約の付加の際にこの特約を主契約に付加するときは、その際に払い込むべき金額の払込みについて、第2条（第1回保険料等の払込み）から第4条（第1回保険料等の領収証）の規定を準用します。

第1条 補足説明

*1 被指定契約の不定期払保険料

被指定契約の締結後に指定契約を締結する場合の被指定契約の不定期払保険料をいいます。

*2 取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードを利用できる会員本人

取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードの使用が認められている者を含みます。

第2条 補足説明

*1 指定クレジットカードを利用して保険料払込みの手続きが完了した時

取扱カード会社が指定クレジットカードの有効性等を確認したことを保険契約者に通知した時をいいます。

以下の約款を追加いたします。

クレジットカード特約

(実施 平13.3.1 / 改正 平22.10.4)

第1条 特約の付加

1. この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- (1) 保険契約者の指定するクレジットカード（以下「指定クレジットカード」といいます。）が会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「取扱カード会社」といいます。）から貸与されたクレジットカードであること
- (2) 指定クレジットカードが有効であり、かつ保険料が指定クレジットカードの利用限度額以下であること（以下「指定クレジットカードの有効性等」といいます。）
- (3) 保険契約者は、取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードを利用できる会員本人*1と同一人であること

第2条 契約成立日

1. この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。
2. 本条の1.の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金もしくは年金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。

第3条 保険料率

この特約による取扱いを行う月払契約の保険料率は、クレジットカード保険料率とします。ただし、普通保険約款の規定により保険料の予納が行われるときは、普通保険料率とします。

第4条 保険料の払込み

1. 第2回以後の保険料は、指定クレジットカードにより払い込むことを必要とします。この場合、会社が指定クレジットカードの有効性等を確認し、取扱カード会社に保険料を請求した時をもって、保険料の払込みがあったものとみなします。
2. 同一の指定クレジットカードから2件以上の保険契約の保険料を払い込むときは、保険契約者は、会社に対しその払込みの順序を指定できません。
3. この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

第5条 指定クレジットカードの有効性等が確認できない場合の取扱い

1. 指定クレジットカードの有効性等が確認できなかった場合には、保険契約者は、指定クレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、または会社の取扱いの範囲内で他の保険料の払込方法（経路）に変更することを必要とします。
2. 本条の1.の場合、保険契約者は、指定クレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、または他の保険料の払込方法（経路）に変更するまでの未払込保険料を普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第1条 補足説明

*1 取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードを利用できる会員本人

取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードの使用が認められている者を含みます。

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

次の(1)から(5)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当がん医療保険契約
- (2) 無配当新がん医療保険契約
- (3) 無配当生活習慣病保険契約
- (4) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約

*2 保険金、給付金、見舞金もしくは年金の支払事由

(1) 次の①から⑤の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- ① 無配当がん医療保険契約
- ② 無配当新がん医療保険契約
- ③ 無配当生活習慣病保険契約
- ④ 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑤ 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約

(2) 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合には、普通保険約款に定める介護見舞金の支払事由を除きます。

第6条 指定クレジットカードの変更

1. 保険契約者が指定クレジットカードを第1条（特約の付加）の2. の条件を満たす他のクレジットカードに変更するときは、保険契約者は、あらかじめその旨を会社に申し出ることを必要とします。
2. 取扱カード会社が保険料の指定クレジットカードによる支払いの取扱いを停止したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定クレジットカードを第1条（特約の付加）の2. の条件を満たす他のクレジットカードに変更するか、または会社の取扱いの範囲内で他の保険料の払込方法（経路）に変更することを必要とします。

第7条 保険料の予納

この特約による取扱いを行う月払契約について、保険料を予納するときは、会社の定める率★により割引きます。

★利率は経済情勢等により変動します。担当者、最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル0120-714-532）までお問合せください。当社ホームページ（<http://www.asahi-life.co.jp>）にも掲載しています。

第8条 保険料の前納

この特約による保険料の払込みについて、普通保険約款の保険料の前納に関する規定は適用しません。

第9条 社員配当金の支払い

保険契約が有効に継続している期間中、契約成立日*1を含む事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて、その割り当てた事業年度に始まる保険年度の保険料がすべて払い込まれている場合に支払う社員配当金について、この特約による月払契約において保険契約者が現金で支払う方法を選択したときは、普通保険約款の社員配当金の支払方法に関する規定にかかわらず、次のとおり社員配当金を支払います。

- (1) 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の第7月目の保険料と社員配当金の全額を相殺します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、支払うべき社員配当金額がその保険年度の第7月目の保険料の額を超えるときは、その差額を保険契約者に支払います。

第10条 特約の失効

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。
 - (1) この特約による保険契約が月払の場合で、保険料の振替貸付が行われたとき
 - (2) 第1条（特約の付加）の2. に規定する条件に該当しなくなったとき
 - (3) 第6条（指定クレジットカードの変更）に規定する諸変更の際に、その変更手続きが行われないまま指定クレジットカードの有効性等の確認ができなかったとき
 - (4) 払い込むべき保険料がなくなったとき
 - (5) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき
2. 本条の1. -(1)から(4)の規定によりこの特約が効力を失ったときは、普通保険約款の規定を適用します。

第11条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第9条 補足説明

* 1 契約成立日

保険契約が更新されたときは、更新日とします。

第12条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。

第13条 利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。
2. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。
3. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第10条（特約の失効）の1. - (1)の規定は適用しません。
4. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、猶予期間満了以後、この特約による保険料の払込みの取扱いは行いません。ただし、保険契約者から申出があったときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約による保険料の払込みの取扱いを行います。
5. この特約を利率変動積立型終身保険契約に付加するときは、第10条（特約の失効）の1. - (4)を次のとおり読み替えます。
(4) 第2保険期間が開始するとき

それぞれの約款・特約について、以下のとおり追加・変更いたします。

※約款・特約名称に（ ）で記載のページは、それぞれの約款・特約の変更点を記載しているページとなっておりますので、併せてご確認ください。

● 5年ごと利差配当付普通定期保険普通保険約款 (20 ページ)

○第2条第2項第2号中、③以下を1つずつ繰り下げるとともに、②の次に新たに次の③を加えます。

項 目	内 容
③ 被保険者が、責任開始の時* ¹ 前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時* ¹ 以後の疾病によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際* ³ に、会社が、告知（第18条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時* ¹ 以後の疾病によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時* ¹ 前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時* ¹ 以後の疾病によるものとみなしません。

○第2条の補足説明*2の次に新たに次の補足説明*3を加えます。

*3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

● 5年ごと利差配当付逡減定期保険普通保険約款 (42 ページ)

○第2条第2項第2号中、③以下を1つずつ繰り下げるとともに、②の次に新たに次の③を加えます。

項 目	内 容
③ 被保険者が、責任開始の時* ¹ 前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時* ¹ 以後の疾病によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際* ⁴ に、会社が、告知（第18条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時* ¹ 以後の疾病によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時* ¹ 前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時* ¹ 以後の疾病によるものとみなしません。

○第2条の補足説明*3の次に新たに次の補足説明*4を加えます。

*4 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

● 5年ごと利差配当付長期生活保障保険普通保険約款 (64 ページ)

○第3条第2項第3号中、③以下を1つずつ繰り下げるとともに、②の次に新たに次の③を加えます。

項 目	内 容
③ 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*4に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。

○第3条の補足説明*3の次に新たに次の補足説明*4を加えます。

*4 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

● 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険普通保険約款 (88 ページ)

○第3条第2項第3号中、③以下を1つずつ繰り下げるとともに、②の次に新たに次の③を加えます。

項 目	内 容
③ 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*4に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。

○第3条の補足説明*3の次に新たに次の補足説明*4を加えます。

*4 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

● **5年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）普通保険約款** （112 ページ）

○第3条第2項第2号中、③以下を1つずつ繰り下げるとともに、②の次に新たに次の③を加えます。

項 目	内 容
③ 被保険者が、責任開始の時 ^{*1} 前に生じた原因により高度障害状態（別表1 [★] ）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時 ^{*1} 以後の疾病によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際 ^{*3} に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時 ^{*1} 以後の疾病によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時 ^{*1} 前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時 ^{*1} 以後の疾病によるものとみなしません。

○第3条の補足説明*2の次に新たに次の補足説明*3を加えます。

*3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

● **5年ごと利差配当付介護終身年金保険普通保険約款** （134 ページ）

○第2条第2項第2号中、②以下を1つずつ繰り下げるとともに、①の次に新たに次の②を加えます。

項 目	内 容
② 被保険者が、責任開始の時 ^{*1} 前に生じた傷害または疾病 ^{*2} を原因として介護年金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時 ^{*1} 以後の疾病 ^{*2} によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際 ^{*5} に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時 ^{*1} 以後の疾病 ^{*2} によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時 ^{*1} 前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時 ^{*1} 以後の疾病 ^{*2} によるものとみなしません。

○第2条の補足説明*5を1つ繰り下げるとともに、補足説明*4の次に新たに次の補足説明*5を加えます。

*5 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

○第2条の補足説明*6中、「2. -(2)-③」とあるのを「2. -(2)-④」に変更いたします。

○第8条第2項中、(2)を1つ繰り下げるとともに、(1)の次に新たに次の(2)を加えます。

項 目	内 容
(2) 被保険者が、責任開始の時* ¹ 前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*¹以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*³に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*¹以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の責任開始の時*¹前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*¹以後の疾病によるものとみなしません。

○第8条の補足説明*2の次に新たに次の補足説明*3を加えます。

*3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

○別表4中、「2. -(2)-③-ア.」とあるのをすべて「2. -(2)-④-ア.」に変更いたします。

● 5年ごと利差配当付介護一時金保険普通保険約款 （163 ページ）

○第2条第2項第2号中、①以下を1つずつ繰り下げるとともに、新たに次の①を加えます。

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時* ¹ 前に生じた傷害または疾病* ² を原因として介護保険金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*¹以後の疾病*²によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*⁴に、会社が、告知（第18条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*¹以後の疾病*²によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*¹前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*¹以後の疾病*²によるものとみなしません。

○第2条第2項第3号中、①以下を1つずつ繰り下げるとともに、新たに次の①を加えます。

項 目	内 容
① 被保険者が、介護見舞金保障開始日* ³ 前に生じた傷害または疾病* ² を原因として介護見舞金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、介護見舞金保障開始日* ³ 以後の疾病* ² によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際* ⁴ に、会社が、告知等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、介護見舞金保障開始日* ³ 以後の疾病* ² によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の介護見舞金保障開始日* ³ 前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、介護見舞金保障開始日* ³ 以後の疾病* ² によるものとみなしません。

○第2条の補足説明* 3の次に新たに次の補足説明* 4を加えます。

* 4 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

○第7条第2項中、(2)を1つ繰り下げるとともに、(1)の次に新たに次の(2)を加えます。

項 目	内 容
(2) 被保険者が、責任開始の時* ¹ 前に生じた原因により高度障害状態（別表1*）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時* ¹ 以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際* ³ に、会社が、告知（第18条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時* ¹ 以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の責任開始の時* ¹ 前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時* ¹ 以後の疾病によるものとみなしません。

○第7条の補足説明* 2の次に新たに次の補足説明* 3を加えます。

* 3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

○第4条第2項第2号中、項目①の内容欄を次のとおりに変更いたします。

次のいずれかの場合には、責任開始の時*¹以後の疾病*³によるものとみなします。

- ア. 責任開始の日*¹⁴ からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合
- イ. この保険契約の締結の際*¹⁵ に、会社が、告知（第22条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*¹以後の疾病*³によるものとみなしません。
- ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*¹前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*¹以後の疾病*³によるものとみなしません。

○第4条第2項第3号中、項目①の内容欄を次のとおりに変更いたします。

次のいずれかの場合には、責任開始の時*¹以後の疾病*³によるものとみなします。

- ア. 責任開始の日*¹⁴ からその日を含めて2年を経過した後に手術または特定検査を受けた場合
- イ. この保険契約の締結の際*¹⁵ に、会社が、告知（第22条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*¹以後の疾病*³によるものとみなしません。
- ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*¹前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*¹以後の疾病*³によるものとみなしません。

○第4条第2項第4号中、項目①の内容欄を次のとおりに変更いたします。

次のいずれかの場合には、責任開始の時*¹以後の疾病*³によるものとみなします。

- ア. 責任開始の日*¹⁴ からその日を含めて2年を経過した後に放射線治療を受けた場合
- イ. この保険契約の締結の際*¹⁵ に、会社が、告知（第22条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*¹以後の疾病*³によるものとみなしません。
- ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*¹前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*¹以後の疾病*³によるものとみなしません。

○第4条の補足説明* 15 以下を1つずつ繰り下げるとともに、補足説明* 14 の次に新たに次の補足説明* 15 を加えます。

* 15 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

○第10条第2項中、(2)を1つ繰り下げるとともに、(1)の次に新たに次の(2)を加えます。

項 目	内 容
(2) 被保険者が、責任開始の時* ¹ 前に生じた原因により高度障害状態(別表14★)になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*¹以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*³に、会社が、告知(第22条)等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*¹以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の責任開始の時*¹前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*¹以後の疾病によるものとみなしません。

○第10条の補足説明*2の次に新たに次の補足説明*3を加えます。

*3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

● 5年ごと利差配当付新がん保険(返戻金なし型) 普通保険約款 (225 ページ)

○第11条第2項中、(2)を1つ繰り下げるとともに、(1)の次に新たに次の(2)を加えます。

項 目	内 容
(2) 被保険者が、保険料の払込免除の責任開始の時* ¹ 前に生じた原因により高度障害状態(別表5★)になったとき	次のいずれかに該当する場合には、保険料の払込免除の責任開始の時*¹以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*³に、会社が、告知(第24条)等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、保険料の払込免除の責任開始の時*¹以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の保険料の払込免除の責任開始の時*¹前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、保険料の払込免除の責任開始の時*¹以後の疾病によるものとみなしません。

○第11条の補足説明*2の次に新たに次の補足説明*3を加えます。

*3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

● 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）普通保険約款 （257 ページ）

○第5条第2項第2号中、項目①の内容欄を次のとおりに変更いたします。

次のいずれかの場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時^{*5}以後の「がん以外の生活習慣病」によるものとみなします。

- ア. 「がん給付以外の給付」の責任開始の日^{*9}からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合
- イ. この保険契約の締結の際^{*10}に、会社が、告知（第24条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時^{*5}以後の「がん以外の生活習慣病」によるものとみなしません。
- ウ. その原因について、この保険契約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時^{*5}前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時^{*5}以後の「がん以外の生活習慣病」によるものとみなしません。

○第5条の補足説明*10以下を1つずつ繰り下げるとともに、補足説明*9の次に新たに次の補足説明*10を加えます。

*10 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

○第5条の補足説明*11中、「生活習慣病^{*11}」とあるのをすべて「生活習慣病^{*12}」に変更いたします。

○第10条第2項中、(2)を1つ繰り下げるとともに、(1)の次に新たに次の(2)を加えます。

項 目	内 容
(2) 被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時 ^{*1} 前に生じた原因により高度障害状態（別表7★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時^{*1}以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際^{*3}に、会社が、告知（第24条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時^{*1}以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時^{*1}前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時^{*1}以後の疾病によるものとみなしません。

○第10条の補足説明*2の次に新たに次の補足説明*3を加えます。

*3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

● 無配当入院サポート特約（医療保険）（返戻金なし型） （367 ページ）

○第2条第2項中、項目(1)の内容欄を次のとおりに変更いたします。

次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時^{*1}以後の疾病によるものとみなします。

- ① この特約の責任開始の日^{*2}からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合
- ② この特約の付加の際^{*3}に、会社が、告知（第11条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時^{*1}以後の疾病によるものとみなしません。
- ③ その原因について、この特約の責任開始の時^{*1}前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時^{*1}以後の疾病によるものとみなしません。

○第2条の補足説明*2の次に新たに次の補足説明*3を加えます。

*3 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

● 団体特約 （500 ページ）

○第20条の次に新たに次の第21条を加えます。

第21条（退職者に関する特則）

保険契約者が、団体を退職した場合で、会社の定める条件を満たしているときは、第1条（特約の付加）および第9条（特約の失効）の(3)の規定にかかわらず、この退職者を保険契約者とする保険契約について、団体特約を付加することができます。